

中央大学法職講座

「開講シンポジウム」傍聴記

中央大学学術研究団体連合会

事務局 長 栃 木 敏 明



一九八九年四月六日午後三時から、中央大学九号館クレセントホールにおいて一九八九年度法職講座「開講シンポジウム」が開催された。

このシンポジウムは、将来法曹を志す新生の勉強の手助けとして、中央大学法学部、学術研究団体連合会（学研連）、中央大学法曹会の協力の下に学校法人中央大学が設置した法職講座を開催するにあたり、学生に勉学の指針を与えるために毎年実施されているものであるが、本年度は「司法試験の合格を目指して」というテーマで行われた。

参加者約八〇〇名あり、（内、女性が約二割強であったのは時代の流れか）、九号館大々教室九一〇一号室（クレセントホール）がほぼ満員になり、会場は、希望に胸をふくらませた（あるいは、期待と不安でいっぱい）若々しい新生で熱気に溢れていた。

法職講座運営委員会高窪利一教授の挨拶からはじまり、続いて法曹三者の講話として、中大出身の判・検・弁護士がそれぞれの立場から「法律家として素養、心構え」「法律実務家の仕事の概要」などを中心に講話された。

最後に駿河台研究室運営小委員会安田隆彦弁護士が「司法試験について」（案内）と題して講演された。

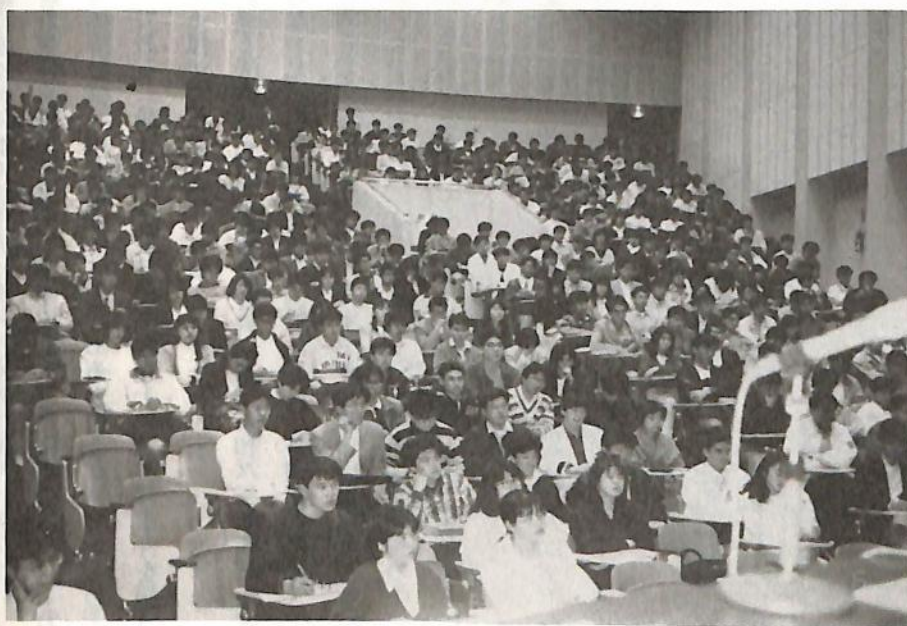
さすがに、第一線で活躍されている方々であるため、講話内容は具体的に説得力に満ちたものであり、新生は、熱心に耳を傾け、食い入るように講和を聞いていた。主に涉外事件を手がけている中田浩一郎弁護士の話はこれからの弁護士は単に国内だけではなく、語学力を身につけ、国際社会の中で活躍すべきであるという、スケールの大きい内容であったため、新生には強烈な印象を与えたようである（最近、新規登録の弁護士には涉外事件を扱う法律事務所が人気を呼んでおり、増々その傾向に拍車がかかる気がした）。

講話終了後、渥美東洋教授ら法学部教授三名、高窪利一教授ら法職講座運営委員会委員六名、昭和六三年度司法試験合格者（第四三期司法修習生）七名と受験生との討論を行なった。この討論は、予め配付された質問票に基づき、受験生が司法試験の勉強方法はどうか、クラブ活動と両立できるかと、どんな本を読んだらいいのとか、の質問を討議参加者に回答していただくという形式で行なわれた。おそらく、この討議はもっと自由な雰囲気の中で行われておればさらに充実したものとなったと思うが、八〇〇名もいるなかで一人の新生が挙手の上質問をするにはかなりの勇気が必要であり、改善の余地があるように思われた。

討議の最後に、野宮利雄学研連委員長が、「これまでの話を聞いて司法試験に挑戦してみようと思った人は挙手を願います」との質問に対して、約四割の受験生が手をあげたのを見てこの開講シンポジウムは大成功であったと感じた。一人でも多くの新生が初志を貫徹し、合格の栄冠を勝ちとってもらいたいと念じずにはいられなかった。

いずれにしても、司法試験を目指す新生に対して、このような開講シンポジウムを開催することは母校愛を促進し、中央大学の前途は明るいものがあると感じながら、桜が満開のキャンパスをながめながら中央大学をあとした

（平成元年四月一〇日）



〔資料1〕

昭和六十三年三月一日

中央大学法曹会

幹事長 赤坂正男

中央大学学術研究団体連合会

委員長 猪股喜藏

中央大学

学長 川添利幸殿

中央大学

法学部長 外間寛殿

司法試験制度の改革問題についての

「中間答申書」・「意見書」の提出について

謹啓 早春の候 中央大学においては入学試験の実施等
学事に多忙な毎日を過されているものと拝察いたします。
さて、「司法試験制度の改革問題」については、二回
にわたる懇談会にお招きをいただき、貴重なご意見を
拝聴する機会を与えて下さいまして、ありがとうございます

ました。

中央大学法曹会では、昨年九月二日大学問題委員会に
本問題について検討方を諮問しておりましたところ、同
委員会第二小委員会は去る二月二二日調査・研究の結果
を答申書（中間）をもって答申をされました。右答申書
は、①法曹人口の増加につき、②受験回数の制限につい
て、主に論点を絞っております。

また、学研連では、委員会内の第一委員会が、「司法
試験の試験方法の改善に關し」特に科目変更及び大学推
薦制を中心に議論をすすめ、去る一月二〇日報告書のか
たちで「意見」をとりまとめ、学研連委員長宛に報告が
なされました。学研連では同日の全体委員会で、全員意
義なく承認することとし、これを中央大学法学部長宛提
出することとされました。

以上「中間答申書」・「意見書」を提出いたします。

司法試験制度の改革問題については、一中央大学の立
場に固執することなく、法曹の基本にかかわる、司法制
度全般の問題として、深く、かつ、広く、将来を展望した
立場に立脚しつつ検討をすすめる必要があります。大学
が、また、法学部において、このような検討をすすめる
に当たり、中大法曹会及び学研連において取りまとめた、
差し当たりの意見を参酌されることを期待いたします。

敬具

大学問題委員会の活動報告

委員長 藤井光春

当委員会は、昭和六二年七月二八日幹事会において委員五〇名が選任され、同年九月二日委員長を選任の上、スタートした。

執行部は同日当委員会に対し第一、中央大学常任理事増員の問題についての本会の見解、第二、司法試験制度改革問題につき諮問された。そこで二つの小委員会を設け第一小委員会は第一の諮問事項、第二小委員会は第二の諮問事項を担当することとした。

第一小委員会は同年九月一八日鈴木秀雄氏（東弁）を委員長に選任して討議に入り、一〇月一九日第四回目の委員会を持って審議を了え、結局同年一〇月二七日執行部に答申した（資料参照）。

第二小委員会は同年九月一八日柳澤義信氏（一弁）を委員長に選任し、法務省が同年一二月中に改革案をまとめる動向にあったので中大法曹会としても早期に意見書を作成する要ありとして月二回の定例会を持ち、資料収集、討議結果の整理のため若手会員六名を特別委員に委嘱して作業を進めた。「法曹懇」の審議も三月八日にズレ込んだので一月には特別委員会の合宿を持つなどして昭和六三年二月二二日付けで中間答申を作成し全体委員会の承認を得て執行部に答申することにした。

答申書（中間）

当委員会は、司法試験改革問題について調査・研究の結果、別紙のとおり、中間答申をいたします。

昭和六三年二月二二日

中央大学法曹会大学問題委員会第二小委員会

委員長 柳澤義信

中央大学法曹会大学問題委員会

委員長 藤井光春 殿

答申書（中間）

はじめに

法務省は、(1)社会の高度化、国際化に対する法律家の対応が十分でないこと、(2)諸外国にくらべて法律家の数が少なく、国民にとって縁が遠い存在になっていること、(3)司法試験の合格者が高年齢化していることは問題であるとし、こうした現状を打開するために司法試験制度の

在り方を根本的に見直すべきであるとして、昭和六二年三月二五日、法務大臣の私的諮問機関である法曹基本問題懇談会（以下法曹懇という）を設け、司法試験改革問題と取組、現在法曹の抱えている基本的な問題点について、各界の参考人の意見を徴し、近く司法試験制度を改革する方針である。

法務省が取り上げている問題点のうちでは、特に司法試験の合格者を多くして法曹人口を増加し、司法試験の受験回数を制限すること、司法試験に大学の推薦制を取り入れること、司法試験科目を変更すること等が重要である。

法曹人口の増加について

一 法務省は、法曹人口が少ないこと、優秀な若年層の司法試験離れの傾向が見られ、新しい時代に対応する裁判官、検察官の確保に問題が生じていることに対応するために司法試験の合格者を多くして法曹人口を増加する必要があるというのである。

2、弁護士会は、法曹人口の増加について従来概ね消極的態度をとってきたということができる。

ところが日本弁護士連合会（以下日弁連という）外国弁護士対策委員会は、昭和六二年五月一四日、日弁連会長に対し、「法曹人口を今後一〇年間漸増させる

べきである。その方法として司法修習生を昭和六四年度から年間七〇〇名程度とし、その後若干名づつ増加させるべきである」と答申し、従来の姿勢を改めた。

3、各界の参考人のうち、法曹人口の増加に賛成する意見は、企業法務、渉外法務の分野では、企業活動や経営についての専門家が少なく、専門の分野を総合したリーガル・プランニングが十分にできず、交渉能力が劣り、仕事が非能率的である、これに対応するためには法曹人口を増加し、若くて優秀な弁護士を育成することが必要である、他方市民法務の分野でも、社会の情報化・複雑化に伴い、紛争が増大している、殊に地方では、弁護士が少なく、紛争を適切かつ迅速に処理できず、非弁活動が助長され、一般市民が被害者になっている、或いは弁護士でない者の法律業務への参入を促す結果になっていることなどを理由として弁護士人口を増加する必要があるというのである。

更に司法試験の合格者を増加することにより、若年合格者が増加し、合格者の高年齢化が防止できるとともに、広く人材を集め、修習の内容を充実させ、弁護士間の自由競争により法曹の質の向上も実現できるとしている。

法務省の法曹基本問題に関するアンケート結果によると、司法試験の合格者を二倍にするという意見が最

も多く、その外に一〇〇人増から、五倍増まで意見がわかれているといわれている。

4、以上の法曹人口増加論に対し、次のような反対論が強く主張されている。

すなわち、司法試験の合格者を増加しても、合格者の高年齢化は防止できないし、それによって検察官志望者が当然には増加しない、法曹特に弁護士に対するより多くの社会的需要があるかどうかは疑問であり、弁護士が過剰になると競争が激化し、ひいては一般市民の人権を侵害する結果も生じかねない、東京等の大都会では、人口二〇〇〇人に対し弁護士一人の割合になっていて、弁護士は諸外国並に多く、弁護士が新たに独立し、法律事務所を開設し、経営してゆくことは容易ではなく、金銭的紛争から紛議・綱紀・懲戒等の問題になる者も少なくない、また地方においては一般市民の弁護士の需要は増加しておらず、弁護士の数は不足していない、わが国では、弁護士の外に法律周辺業務（司法書士、税理士、弁理士等）が存在し、それぞれ職業団体を組織し、活発に活動しており、国民の権利意識も欧米に比べて低いので単純に人口に対する弁護士の数を比較することは適当でない、そこで更に弁護士数を増やせば、法曹全体の資質が低下する、現在の裁判官、検察官及び弁護士の統一養成制度の下に

おいては、人事、予算及び施設のいずれも収容能力の限界を超えているとしている。

従って法曹人口を増加させるためには、まず現行の法曹の統一養成制度を前提とした修習のための人的、物的設備を充実させ、弁護士、検察官から裁判官を採用して法曹一元制度を充実し、弁護士業務の法人化を認めて弁護士事務所の共同化を促進し、弁護士の経済的基盤を充実させる必要があるとともに、弁護士の増加とともに、裁判官、検察官も増加させるべきというのである。

二 法曹人口の増加については、以上のように意見が分かれているが、最近の経済の発展、社会の情報化、複雑化、多様化にともない、弁護士業務も、訴訟事件の処理に限らず、広く事前の調査、助言等予防的業務に対する対応も必要とされてきている。特に企業法務、渉外法務の面では、専門の弁護士が少なかったため、これら業務は、法曹資格のない者によって処理されている。又弁護士の少ない地域では、弁護士でない者による事件処理、法律相談が行われ、非弁護士が問題にされている。従ってこれらの弁護士不足による現象にたいし、適切な方策を講じることなく、法曹人口を増加する必要があるとする主張を全面的に否定することは許されない状況にあり、なお消極的態度を取り続けられ、や

がて弁護士による法律事務の独占の是非が問われることになるであろう。

そこで基本的には法曹人口を増加させるべきであるが、前述のような疑問が提起されていることを考えると、必要とする数、増加の度合については慎重に考慮されるべきであり、その科学的調査が十分に成されていない現段階では、急激な増加を避け、これを漸増させるべきであろう。

2、次に法曹人口を漸増させるとしても、その度合が問題であろう。

新しい時代に対応しうる裁判官、検察官が不足しているとしても、裁判官、検察官に採用される人数は限られている。従って任官者の場合は、特に若年者の確保が問題とされているのであって、任官者の数の問題ではないのであろう。最近検察官志望者の少ないことが取り上げられているが、法曹三者の統一的養成制度のもとにおいては、検察官志望者が少ないのは、他の二者に比べて検察官の魅力が劣ることによるものであって、司法修習生の数が少ないことによるものではないのであろう。

そこで法曹人口の適否が取り上げられるときには、情報化され、国際化された社会の要請に弁護士が対応しうるか、地域的な弁護士不足を解消しうるか否かが

問題の中心となるということができよう。

最近弁護士の数が不足していると言われているのは、主に企業法務・渉外法務の分野であって、しかも東京・大阪などの大都会に限られている。

一般の法律業務では、大都会において、弁護士の職域は、訴訟事件の外に、事前の相談・助言等の予防法的法務・不動産取引・税務・工業所有権の出願等の分野において弁護士が不足している、また弁護士の少ない地域では、非弁活動が助長されているといわれているが、大都会においても弁護士が多くなっているにも拘わらず、弁護士の伝統的職域である訴訟事件は必ずしも多くなっておらず、弁護士の独立開業は困難であるといわれており、地方では訴訟外の職域を開発することは容易ではなく弁護士は不足していないといわれている。

これらの弁護士不足論とその反論を考慮すると、弁護士を増加する必要があるといっても限度があり、その数はそう多くはないといわなければならない。

3、法曹人口を増加させるために司法試験合格者を多くするときに最も注意しなければならないのは、法曹の統一的養成制度への影響である。現在の司法研修所の外に他に司法研修所をもうけても司法研修所の前期・後期の修習は可能であるが、裁判・検察・弁護の

実務修習が出来ないとすれば実務修習期間を短縮させるを得なくなるであらう。

この実務修習者の困難を回避するために裁判官・検察官志望者と弁護士志望者の分離修習を伴わざるを得ない恐れも生じてくる。多くの弁護士を国費で養成することに對する批判もうまれ弁護士志望者に対する給与を貸与に変える様なことも考えられる。

このような修習方法の変化は、法曹三者の統一的養成・法曹一元の理念にもとることになるといえる。

現在の司法修習制度の下においても、昭和四一年度の司法試験合格者数は最高の五五四名であり、昭和三九年度から昭和四八年度までは何れも五〇〇名以上であるが、その後の最終合格者数は五〇〇名以下に減少している。

法務省が法曹人口の不足を問題にしているような状況が生じているのにもかかわらずこのように合格者数を減少させたことは時代の要請に逆行することになるといえる。

三　そこで過去の実績に鑑み、現在の司法研修所・司法修習の下においても五五〇名以上の若干名の司法修習生の採用は可能であるから現在の司法試験を改革しないで約六〇〇名の司法試験最終合格者を合格させるべきである。

続いて現在の司法研修所の講堂の上に教室を増築する余裕があるから、早急に数教室を増築し、その物的設備が整い次第更に一〇〇名を増加し、約七〇〇名を合格させるべきである。

最近の司法修習生の採用数は約四八〇名であるから、まず約一〇〇名を増加し、更に準備整い次第第一〇〇名多く合格させ七〇〇名に増加し、数年間はその実績を見て、なお法曹人口特に弁護士が不足しているかどうかを検討し、爾後の法曹人口の増加の要否を検討すべきであらう。

なおこのように司法修習生を増加した場合も現在の実務修習ができるか否か若干の危惧が存するが、困難があっても実務修習の受入側で工夫をし、実績ある実務修習を变质させないように努力すべきである。

受験回数制限について

一　受験回数の制限案は、法務省の説明によると司法試験の合格者が高年齢化しているため優秀な若年層の司法試験離れの傾向が一部で見られ、新しい時代に対応し得る裁判官・検察官の確保に問題が生じており、また数多くの司法試験浪人の存在は大きな社会的損失になっているので、司法試験の受験回数を制限して法曹に適した資質能力のある若年受験者に合格の可能性を

拡げ、その受験意欲を高め、右弊害を是正しようとするものである。

2、法務省は、法曹基本問題に関するアンケート結果によると、回数制限案には二回、三回、四回、五回をそれぞれ限度とする受験資格設定を提示するものが多数を占めているとしている。

そこで更に法務省は、合格者の年齢構成を分析し、二四歳以下の者に対する高年齢者の有利な状況を前提として、回数制限開始当時、二五歳に達している者の将来の合格可能人数は一九一九・九人であると予測し、比較的多い回数制限三回案（連続）を実施した場合の影響は次のようになるとしている。

まず回数制限実施の一年目から三年目までは合格者九五九・八人は影響を受けないが、四年目以降の合格者のうち四回以上受験回数の方は合格できなくなる。

そこで更に四年目以降の合格予測人数のうち、四回以上で合格するでなくなる者の人数は次のようになるとしている。

第一に三回制限実施当時二五歳に達している者で、回数制限実施の結果合格できなくなる者の人数は九二四・九人であり、予測合格者数一九二九・九人の四七・九パーセントの者が影響を受ける。

次に受験回数を三回に制限し、合格者を七〇〇人に

増員した場合は、実施当時二五歳に達している者で不利益を被るのは四一八・七人であり、予測合格者数の二一・七パーセントの者が影響を受ける。

そこで更に合格者を八〇〇人に増加し三回制限の実施について一年の猶予期間をおくと猶予期間一年目に二五歳に達している者で不利益を被るのは九九・九人であり、予測合格者数の五・二パーセントの者が不利益を被るが、猶予期間を二年にした場合は、回数制限開始前に制度改革がなかったならば合格したうえである者の全員が合格することとなり、影響を受ける者はなくなる。

以上のように合格数を六〇〇人、七〇〇人、八〇〇人に増員した場合と猶予期間を〇年、一年、二年とした場合を組み合わせたときの影響について検討すると、回数制限により最も影響が大きいのは、六〇〇人で猶予期間をおかないとした場合であり、予測合格者数の三〇パーセントに近い人が合格できなくなるが、六〇〇人で猶予期間一年、七〇〇人で猶予期間をおかないとした場合は、予測合格者数の一八・二パーセント、六〇〇人で猶予期間二年、七〇〇人で猶予期間一年とした場合は、予測合格者数の五・一パーセントが合格し得なくなるが、七〇〇人で猶予期間二年、八〇〇人で猶予期間一年以上の場合は、予測合格者数以上の

者が合格することになり、不利益は生じない。

従つて回数制限を実施したとしても、合格者の増員と猶予期間を組み合わせれば、回数制限実施当時二五歳以上に達している者に対してそれほど大きな不利益を与えないようにすることも可能であるとしている。

各界の参考人の意見も、司法試験の現状を改革するために回数制限をするのも止むを得ないとするものが多く、その中では、司法試験合格者を増加し併せて回数制限を実施することを提案するものがあるとされている。

二 しかしながら、回数制限をすることによって資質・能力のある若年者層を司法試験に合格し易くすることについて、次のとおり問題点が指摘され、疑問が提起されている。

司法試験は資格試験であるから回数制限をすることは許されない、司法試験の合格者の平均年齢約二八歳が高年齢であるというとはいえない、受験の長期化がモラルの低下をもたらすとはいえない、資質・能力のある若年者に司法試験に合格し易くするといつても、その意義が明らかでない、受験回数が少なくても司法試験に合格する者が必ずしも資質・能力のある者とはいえない、若年者層が合格後の成績が必ずしも良いとはいえない、法律学を理解するためには、長い社会の経

験も必要であり、若年者層だけが必ずしも法曹に適しているということはできない、若年者層の司法試験離れが見られるといつてもどの程度であるか明らかではない、法曹界のみにかかる若年者層を集中させることが妥当であるかどうか疑問である。

合格率の極めて低い司法試験の受験回数の制限をすることによって、合格者若返りの効果を期待し得るかどうか、若年でない法曹適各者を排除することにならないか問題がある。回数制限の方法如何によっては、受験者を公平・平等に扱うことができなくなるのではないかというような問題もある。

法曹になるか他の職業に就くかは、司法試験受験者が自主的に選択すべきであつて、受験を断念するか否かは、自律にまつべき事柄である。

回数制限は、職業選択の自由を侵し、憲法違反の疑いが強いという意見もある。回数制限は、選択の自由の制限である以上、制限するに足りる合理的理由がなくはならないが、合理的理由があり得るか否か疑問である。法務省の予測は、統計的手法による事前予測であり、十分な検討がなされているとはいえない。そもそも予測合格者数を一九二九・九人と設定すること自体が問題であり、統計的には一応そういえるとしても、生年によっては合格者数は相違するであらうし、

受験希望者も差があるであらう。

なお、回数制限を実施する場合、その回数を何時から起算するか、在学中の受験は計算するのか、在学中の受験を計算するとすれば、在学中のうちには他の学部から法学部に編入した場合はどうするのか、通信教育の受講者は在学中に含まれるのか、司法試験のために卒業を延期し留年した場合はどうするのか問題が生ずる。一律無条件に受験回数を計算するとなると、合格のレベルに達するまで受験を遅らせる受験者も予想外に多くなることが考えられ、回数制限による合格者の若返りの目的も達せられなくなるのであらう。

三 司法試験の回数制限については、以上のとおり

多くの問題点が指摘され、疑問が提起されており、若年者を合格し易くすることは期待できないのであるから、その実施を見合わせるべきである。

仮に、回数制限をするとしても、その回数を三回とすると不利益を受ける者が多くなるので、その影響を少なくするために合格者を増加し、その回数を六回以上とし、実施については相当の猶予期間をおくなどの措置をとるべきである。

なお、一定期間後に受験資格を回復することができるとすべきである。

以上

報 告 書

当委員会において、司法試験改革問題について、調査研究を進めてまいりましたが、今般別紙のとおり意見書がまとまりましたので、御報告致します。

昭和六三年一月二〇日

中央大学学研連第一委員会

委員長 今 野 昭 昌

中央大学学術研究団体連合会委員長

猪 股 喜 蔵 殿

司法試験の試験方法の改善について

——特に科目変更及び大学推薦制を中心として

第一 問題の所在

司法試験（及びその前身である高文司科法試験など）

の試験科目ないし試験方法はこれまでにたびたび変更を加えられてきた沿革があり、昭和三六年現行の科目・方法になってからすでに二七年を経過している。

法曹界に求められているとされる国際化、専門化の流れを背景として、司法試験の若年合格者の減少という現実を問題とすると、現行の試験科目・試験方法が最善のものであるかという問題提起も全く意味のないことではないかもしれない。現に昨今の司法試験改革論議の中で法曹関係者を対象にしたアンケート調査の結果を見ても、科目・試験方法変更についての支持はかなりの割合に及んでいる（「法曹基本問題に関するアンケート結果」・法務大臣官房人事課編・ジュリスト増刊司法試験改革を考える・一二二頁表二二）。

しかし、一口に科目変更、試験方法の変更といいたがらその具体的内容は多岐にわたり、中には全くあい反する方向の提案すら見受けられるのである。したがって、以下個別具体的に検討するほかはないが、重要なことはこれによって法律専門職の資格試験たる司法試験の性格そのものをゆがめたり、受験生に過大な要求を課してはならないし、また当面の試験結果のみに目を奪われ、単なる思いつきによって科目変更や試験方法の変更をうんぬんするようなことであってはならない、ということである。

第二 短答式試験について

(1) 短答式試験の問題点

短答式試験は論文式試験受験者のいわゆる「足切り」という趣旨で昭和三〇年代より採用されたものであるが、数個の選択肢から正解を選ぶという試験方法自体に加え、毎年六〇問ないし九〇問にも及ぶ出題の蓄積から、今日では受験生をいたずらに知識の詰め込み、過去の出題の分析などの受験技術の習得に走らせ、かえって本来法曹に求められる法的思考力、応用力、創造力が軽視される、という弊害が指摘されている。

さらに、憲法、民法、刑法の三科目のみの試験であることから、受験生の中には短答式試験合格のみを当面の目標として、三科目を集中的に勉強し、商法その他の科目についてはほとんど勉強しないまま、したがって最終合格の可能性のほとんどないまま短答式試験に合格して論文式試験に臨む者が少なからずいるといわれている。これでは「足切り」としての意味が全く失われている反面、他の科目まで視野に把え、せっかく最終合格の可能性を高く持ちながら短答式試験の段階でふるい落とされる者を生じさせているのが現実である。このようなことから多く

の受験生は短答式試験の勉強と論文式試験の勉強を質の異なるものと把えており、これによる心理的負担も小さいと言えず、論文式試験に不合格となれば改めて短答式試験から挑戦しなければならぬこととあいまって多くのむだを生じているといわざるをえないのである。

(2) 短答式試験の存廃

短答式試験の抱える以上の問題点を踏まえ、本来の目的から乖離しているとしてこの試験方法を廃止すべきであるとの考えも、それなりの説得力をもつて一部で有力に主張されている。法的思考力、応用力、創造力を問うのであれば短答式試験よりも論文式試験、口述試験の方がはるかに試験方法としてすぐれていることは多言を要しないからである。

しかし、毎年二万人あまりにも及ぶ受験生の全員に、数科目にわたる各科目二問の論文式試験を実施し、なおかつ公正な判定をして可否を決するに必要な人的、物的準備の困難さを考えれば、短答式試験を完全に廃止してしまうことは不可能であり、むしろ、試験方法の修正を検討するほうが極めて現実的である。

(3) 短答式試験科目の変更

短答式試験は本来の目的である論文式試験のため

の「足切り」に徹したものに回歸すべきである。すなわち、論文式試験、口述試験と連動させ、短答式試験限りの勉強を排し、論文式試験、口述試験の勉強を積むことによって必然的に短答式試験合格に結びつくような内容のものとすべきである。

そうであれば、出題形式そのものに工夫をこらさばかりでなく、試験科目についても憲法、民法、刑法の三科目のみに限定するのではなく、少なくとも商法、訴訟法までを試験科目に加え、論文式、口述試験とできるかぎり共通とすべきではなからうか。

試験科目の増加が受験生の負担増に繋がり、ことに若年層の受験制に不利な結果を招来すると思われる向きもあろうが、最終合格のためには三科目以外の科目もいづれ勉強しなければならないいうえ、これによって短答式試験合格のみを目指すような弊害をある程度排除することができよう。また、最終合格の可能性のより高い者を短答式試験の段階でふるい落とす危険は少なくなるであらう。

一部には、さらに、特別な受験技術の有無ではなく、総合的な学力を評価しようとの意図から、法哲学、法社会学、法制史などの基礎法学や一般教養まで短答式試験科目に加えるべきだ、との意見もあるが、ここまで範囲を拡大すると受験生の負担増はあ

まりにも大きく、反面このような学識が実務法曹にとつて有用とはいえても必要不可欠とまでいえないのであるから、専門家のための資格試験たる司法試験において要求すべきことではないと考える。

(4) 大学推薦制について

なお、在学生で、大学より推薦された者に対し短答式試験を免除するという、いわゆる大学推薦制が検討されているが、この制度の導入には次に述べるとおり大きな難点がある。

まず、国家試験による資格試験で推薦制を導入し、しかも在学生優先であるとすれば、実質的には年齢制限にはかならず、法の下の平等に反する結果になる。

また、大学別にカリキュラム取得単位の定めが違い成績評価が大学によって、あるいは教授によって一定していず、このバラツキの是正は困難である。法学部以外の在学生の取り扱いをどうするかも問題である。

したがって、推薦制を導入したとき、各大学間あるいは受験制の公平を図ることは困難であるのみならず、むしろ不公平を助長することになると思われる。プロとしての資格を問うべき国家試験にいわばハンディキャップレースを導入しようとするもので

あり、論外の議論といふべきである。

第三 論文式試験について

論文式試験については選択科目を中心に議論が提起されている。

(1) 教養科目について

教養科目については現行の一科目選択制では法曹に求められている幅広い視野、教養を試すには不十分であるとし、「現行の教養選択科目を廃止して、一般教養（たとえば外国語、数学、国語、社会科学一般、人文科学一般などのほか、外国法、法制史、法哲学など）を必須化せよ」との発展的解消論とも言うべき考え方が一方にある。

しかし、短答式試験と同様このように範囲を拡大することはいたずらに受験生の負担を過大にするばかりでなく、すべての法曹に外国語、外国法などの学識が必要不可欠とまでは言いがたいのであって、司法試験の性格をゆがめるものと言わざるをえない。

そもそも、司法試験の第二次試験は法律専門家となるための資格試験であり、第一次試験に合格したか、大学の教養課程を修了した者に受験資格を認めているのであって、さらに「教養」について試験を

課する理由は乏しい。性格の異なる科目の中から一科目のみ選択して受験勉強したからといって、いかほど「教養」が身につくかその意義はきわめて疑問であるし、選択した科目の問題の難易度によっては受験生に不公平な結果をもたらすことになる。受験生の多募は科目によってかなり差があり、受験生の多くは教養科目について「七科目目」という意識の下に比較的準備が楽だとされる科目をわずかな時間で簡単に勉強しているにすぎず、きわめて中途半端な存在となっているのが現実である。

そうであれば、受験生の負担を軽減し、選択科目による不公平をなくすことや後述のように両訴訟法必須化とのバランスを図る点から言っても思いきって教養選択科目は廃止の方向で検討すべきである。

(2) 法律選択科目について

法律選択科目についても現行の諸科目のほか、近時の重要分野であるとして経済法、工業所有権法、税法、保険法などを加えて多様化すべきである、との提案がなされている。

しかし、実務法曹にとって、それらの科目が重要分野であるとしても、それら全てを必須とするならともかく、選択させるということは科目を多様化する目的とは相容れないものである。また、前述の教

養科目で述べたように、選択科目による試験の不公平も避けられない。

さらに、新たに加えるべきとされる科目の中には学問体系化の完全でないものもあり、大学によっては講座の置かれていないものもある現実を考えると、不注意な多様化は慎むべきであろう。むしろ、現行の法律選択科目制度の下では訴訟法の一方のみを選択し、選択しなかった訴訟法に代えて法律選択科目を選択できるため現実には大多数の受験生がこのような選択をしているが、実務法曹にとっての訴訟法の重要性を考えると、法律選択科目の充実よりも両訴訟法必須化を検討すべきように思われる。

(3) 訴訟法について

合格後の司法修習、実務を考えれば、両訴訟法を必須化すべきだとの意見には相当の根拠があるように思われる。

前述のように大多数の受験生は訴訟法のうち一科目のみを選択しているのであって、両訴訟法を必須化した場合受験生の負担増を懸念する向きもあろう。また、受験科目としての「訴訟法」は理念、理論に比重があり、実務で重視される「訴訟法」とはニュアンスの差があること、刑事訴訟法を選択しなかった者が検事となり、民事訴訟法を選択しなかったも

のが民事中心の弁護士となつてゐる現状で格別の不都合がないことを考えれば、両訴訟法を必須とする必要がないように思われる。

しかし、実務法曹にとって訴訟法は事件解決の基本的枠組を定める準則であるから、司法修習の段階で補充ができるとしても、その前段階でひととおり知識・理解があれば司法修習そのものがよりスムーズに進むのは確かであろう。何といつても受験時代に必要に迫られて学んだものと、それ以降に学んだものとは理解の程度や自信の持ち方が違う、というのが現実であろう。受験生の負担については教養選択科目の廃止、場合によっては法律選択科目の廃止によってこれを回避できるはずである。以上の理由から現行の訴訟法選択制度をやめ、民事訴訟法、刑事訴訟法両訴訟法を必須とすべきものと考えらる。

(4) 商法について

商法について出題範囲を縮小し、受験生の負担を軽減しようとの提案もなされているようであるが、論文式試験で会社法、手形小切手法を中心とした問題が一問ずつ出題されるという形はほぼ定着したものであり、会社法、手形小切手法はともに実務的に重要な分野であるという点から、商法総則、商行為

法はその体系的位位置という点からいずれも試験範囲から除くことは困難であろう。

第四 口述試験について

以上のように論文式試験の科目を変更する場合、口述試験においても論文式試験と同様に科目を変更すべきことは当然である。

なお、口述試験は受験生の理解の真偽を試す試験としては最もふさわしい方法であるが、運営上試験委員、試験問題とのいわば「あたりはずれ」が避けられず、運用いかんによつては不平等な結果となりかねない。この試験によつて多くの不合格者を出すことは問題であるように思われる。

試験である以上可否の判定の必要があるとするなら、不合格者に対し、現在司法研修所のいわゆる二回試験で行われているように、ある一定の短期間に再試験を行うなどの救済措置をとることが必要である。

第五 結 論

以上のとおり司法試験は基本六法を中心とした科目に変更すべきである。司法試験が法律の専門家に必要不可欠な学識、応用力の有無の判定を第一義的な趣旨とすることから言つても当然のことである。

司法試験改革試案

63・4・13 法務大臣官房人事課長

このような方向に対しては国際化、専門化、多様化する実務の要請に答える人材を選抜するにふさわしいものと言えない、という反論があるかもしれない。しかし、司法試験は法律家として完成した人材を選抜するものではなく、二年間の司法修習を経て実務法曹たりうる人材を選抜するにすぎない。社会の要請が多様化するからといってそれを全て司法試験の受験科目に加えていたら受験科目をどこまで増加させても足りるものではない。むしろ社会の要請が多様化するからこそ受験科目としては最大公約数な法曹として必要不可欠な科目に限るべきであろう。真の法曹要請は司法試験のみによってなされるものではなく、大学教育、司法研修所教育、さらには法曹となった後の生涯教育を通じて実現しうるものであることを忘れてはならない。これによって若年合格者が増加するか否かは結果論にすぎないが、大学で平素講じられる基本六法を中心とするものである以上、講義を真面目に受講している在学生にとっても困難なものではないはずである。

最後に、「国際化・専門化」をスローガンに、あるいは「若年者の合格」を唱導しながら、その裏に検察官志望を企図した短絡な司法試験制度の改革の真相が隠されていないか、危惧するものである。

一 受験回数制限

- (1) 司法試験第二次試験は、連続した3年以内の受験を認める。ただし、最終年次に筆記試験に合格した者については、次回の口述試験の受験を認める。
- (2) 司法試験が行われる年の三月三十一日に満二十四歳達していない者の受験のうち2回は、上記(1)の受験とはみなさない。

二 大学推薦制

- (1) 推薦対象
大学入学後五年以内の者であって、大学に三年を超える間在学し、法学部又はこれに相当する組織において法学を履修しているもの又はこれを履修したものの。

なお、これらの条件を満たす限り、同一人が引き続き推薦されることを妨げない。

(2) 推薦基準

大学における憲法、民法及び刑法の科目、並びに

その他の科目であつて当該大学が相当と認めてその成績を考慮することとしたものについて、それらの成績が優秀であること。

(3) 大学ごとの推薦数

a 当該大学の在学生及び卒業生の最終合格者数を基準とし、被推薦者の数の合計が論文式試験受験者の五分の一名程度となるようにする。

b 推薦数の上限は、一五〇名とする。

c 法学部又はこれに相当する組織を持つ大学は、最低二名を推薦できる。

d 上記 a ないし c による推薦者数は、おおむね一、〇〇〇名程度となる見込みである。

(4) 推薦の効果

推薦された年の第二次試験短答式試験を免除する。

(5) 推薦の時期

試験が行われる年の四月一五日までに、被推薦者名簿を司法試験管理委員会に提出する。

三 試験科目の減少

教養選択科目を廃止する。

四 司法試験合格者の増加

合格者数を現行司法修習制度の下における修習が可能な範囲内のできる限り増加させることとし、その具体的な数は、七〇〇名程度とすることを別途として、

受験者の成績水準を考慮して決定する。その実施は、早くとも、以上の改革に関する法律が成立した年からとする。

五 経過措置等

大学、受験生等の意見を聴取しつつ、今後更に検討する。なお、改正法律施行前の受験が上記 1 の受験回数制限の回数に算入されないことは当然である。

司法試験改革試案に対する意見書について

法務省は、法曹基本懇談会の意見を踏まえ、本年四月一三司法務大臣官房人事課長名で司法試験改革試案を明らかにしました。同懇談会の意見に含まれている問題点については、既に、多法面から分析、検討が加えられ、多くの議論が出されたことはご承知のとおりです。中央大学学術研究団体連合会は、同懇談会の設置を契機として始動した司法試験改革に関する議論のうち、試験科目と大学推薦制を中心として司法試験の方法改善策につき調査研究を行い、その結果を本年一月二〇日付意見書にまとめ、提言を行いました。

然るところ、右司法試験改革試案には、見過すことができない多くの問題点が含まれており、当連合会においても、逸早くこれに対する調査研究に着手して、今般、その結果を別紙意見書に要約致しました。

当連合会は、中央大学内に設置されている、玉成会、真法会、正法会、瑞法会、中桜会、及び済美会の六研究団体からなり、各研究室では、中央大学の在学生とその卒業生が法学の研鑽に励み、併せて司法試験の受験勉強に勤しんでおり、各研究室がこれまで世に送り出した法曹実務家、法学者の総数は、実に二、二五一名に達し

ています。当連合会は、これまでわが国の法曹養成に微力を尽くして参りましたが、別紙意見書で要約した意見は、これまでの法曹養成の実績と法学研究指導の経験から得た実証的事実にもとづくものです。

当連合会は、この意見書が、現在、各方面で活発に行われている司法試験改革の議論と改革案策定の参考資料として役立つことを願ってこれを関係各方面に送付申し上げるものです。ご参考に供して頂ければ幸いです。

昭和六三年一月

中央大学学術研究団体連合会

委員長 野 宮 利 雄

司法試験改革試案に対する意見書

中央大学学術研究団体連合会

【目 次】

第一 諸 言

第二 司法試験改革試案について

一 法曹懇の意見

二 試案の内容と法務省の見解

1 受験回数制限

(一) 司法試験の現状についての問題点の指摘

(二) 回数制限のもたらす効果への期待

2 大学推薦制

3 試験科目の減少

4 司法試験合格者の増加

第三 受験回数の制限について

一 回数制限の疑問点

1 司法試験の目的・性格と回数制限の問題点

2 法曹適格と年齢との関係

二 回数制限のもたらす弊害

1 受験生への影響

2 大学及び法学教育への影響

第四 大学推薦制について

一 問題の所在

二 問題点の個別的検討

1 実施上の困難性

2 効果への疑問

3 中大学研連の意見

第五 司法試験合格者の増加について

一 はじめに

二 法曹人口(司法試験合格者)増加の必要性

1 賛成意見

2 批判意見

3 日弁連の中間報告

4 中大学研連の意見

三 司法試験改革と合格者の増加

1 合格者数の増加と他の改革案との関係

2 合格者の増加数

第六 司法試験の試験方法の改善について

一 試案の政策的疑問点

1 原因究明の不徹底

2 漸進的改善策の回避

3 現状に対する認識不足

二 試験方法の改善についての提言

1 短答式試験について

(一) 短答式試験の問題点

(二) 短答式試験の存廃

(三) 短答式試験科目の変更

2 論文式試験について

(一) 教養科目について

(二) 法律選択科目について

(三) 訴訟法について

3 口述試験について

三 中大学研連の意見

第七 結 語

第一 緒言

中央大学学術研究団体連合会（以下中大学研連という）は、司法試験の方法改善につき、司法試験の科目変更及び大学推薦制を中心として調査、研究をなし、昭和六三年一月二〇日、報告書を作成した。この調査研究は、法曹基本問題懇談会（以下法曹懇という）の設置とともに動き出した司法試験改革の議論のうち、右二つのテーマを中心に据えてその問題点を分析し、検討を加えたうえ、司法試験の方法改善につき一定の提言を行ったものである。

然るところ、法務省は、法曹懇から提出を受けた同年三月八日付意見を踏まえて同年四月一三日法務大臣官房人事課長名で司法試験改革試案（以下試案という）を公表し、その改革案の概略を明らかにした。しかし、この試案には見過ごし得ない多くの問題点が含まれている。そこで、中大学研連は、試案に含まれている問題点を全面にわたって調査、検討し、更に前回に引き続き司法試験の改善策に関する二、三の問題につき研究した。この意見書は以上の調査、研究をまとめたものである。

第二 司法試験改革試案について

一 法曹懇の意見

法曹懇の意見は、

1 長期的改革として、現在よりはるかに多数の、かつ法曹にふさわしい資質と能力を有する人材を確保できるような制度にするための改革を行うことが必要であり、そのためには、司法試験の合格者の数を時の需要を十分満たすことができるよう大幅に増加させるとともに、法曹にふさわしい資質と能力を有する人材をこのように多数確保できるようにするための抜本的方策を講じることが必要であること、

2 当面緊急に必要な改革として、長期的観点に立つ改革を行うための方策については、その前提となる諸情勢の進展状況になお流動的要素があるため、直ちに結論を出すことは相当でないが、司法試験制度の現状が一刻も放置し難いものとなっているので、長期的観点に立つ改革の方向を踏まえつつ、緊急に司法試験制度の現状を改善する必要があるとし、具体的には、司法試験の合格者を当面現行制度の下における修習が可能な範囲内で増加させ、それと併せて、全受験者がかかるべく平等

な条件の下で受験できるようにするつことにより、大学における法学教育を受けた者が長期にわたって受験勉強に専念しなければ合格するのが困難となっている現状を改めるため、受験者が受験できる回数がある程度の範囲内に制限すべきである。さらに、受験者の負担を軽減するため、試験科目の整理・減少や、大学が推薦する一定数の者に対する試験の一部免除等の措置を講じること、を提言している。

法曹懇の長期的改革についての意見の基本は、法曹人口の増加とその資質、能力の向上にあり、端的に表現すれば法曹の「質と量」の強化ということであろう。法曹懇のこのような基本的意見は、我が国の法曹界の現状に対する認識と将来の展望が背景となっている。法曹懇の意見は「現在及び将来における法曹の役割」の項において、法曹界の現状に対して、法曹が国民からなお縁遠い存在であり、また裁判に時間がかかり過ぎること等から国民の権利を擁護する上で問題が少くないこと、社会の急速な進展に伴って生じる種々の社会的要請に対する法曹の対応が全体としては立ち後れていること等の批判が国民の間で聞かれていることを指摘し、また検察が必ずしも充分な後継者を確保できていない実情にあるこ

とについて、国民の期待する検察体制の維持という観点から危惧が表明されていることを指摘したうえ、更に法曹の将来的展望については、我が国社会が今後更に高度化し、国際化するにつれ、法的解決を必要とする社会的現象はいよいよ増加するとともに、複雑多様なものとなっていくことを予想している。こうした観点を総合すれば、法曹懇の意見は、現状において、法曹人口が不足しており、将来は法曹に対する需要が大幅に増加するという認識であり、また法曹の資質、能力については、これまで以上に「豊かな人間性と人権感覚」「柔軟な思考力と旺盛な意欲」が要請されるというのである。

他方、当面緊急に必要な改革についての意見は、司法試験制度の現状が一刻も放置し難いものとなっているという認識が前提となっている。

法曹懇の意見は、「司法試験の現状」として、合格率がわずかに約二％であること、合格者の平均年齢が約二八歳であること、合格までの平均受験回数が約六回となっていること、若年者の合格率が低下していること等と指摘したうえ、このような現状が大学における法学教育をおえたあと長期間にわたって受験勉強に専念する、所謂「受験浪人」を増加させ、また法曹となるための勉学の相当部分を大学におけ

る正規の教育課程の外に依存させ、このため一方では法曹となる資質を有する若年者の相当数が司法試験の受験を断念して法曹以外の職場に進む「司法試験離れ」の傾向を生み、他方では、司法試験の合格者の多くが責任ある社会人としての経験を積む機会に乏しいままに、他の分野で活動する同世代の者に比べて相当遅い時期に実務家としての教育を受け始めるという弊害が生じていることを指摘している。

二 試案の内容と法務省の見解

試案は法曹懇が前記司法試験の現状を改善するため、「当面緊急に必要な改革」として示した改革項目を具体化したものであるが、これによれば、①受験回数の制限、②大学推薦制、③試験科目の減少とともに、④司法試験合格者の増加（七〇〇名程度を目途）が定められている。

1 受験回数制限

試案は改革の第一の柱として「受験回数の制限」を強力に打ち出している。そして、法務省側から発表されたその他の論説、資料からしても、法務省が今回の司法試験改革において「受験回数制限」を最優先課題としていることは明らかである。そこで、まず、法務省側が説明する回数制限導入の必要性和理論的根拠を検討すると、およそ次のよ

うに要約される。

(一) 司法試験の現状についての問題点の指摘

現在の司法試験は、受験資格に制限がなく機会均等・同一条件下で行われているために、必然的に長期受験者が有利となっている（法務省はこれを「受験条件の実質的不平等」という）。そのため、勉強時間の短いもの（主に若年者）が合格できず、合格までに必要な受験期間が大幅に長期化し、その悪循環により合格者平均年齢が高齢化している。

その結果、

- (1) 大学卒業後も無職で受験勉強に専念できず備校に通うことができる経済的余裕のある者ほど有利という経済的不平等が発生していること

- (2) 可塑性に富む二〇代の大半を長期の受験勉強のみで浪費させており、もっと早く合格させ、早くから法曹体験を積ませた方が有利であること

- (3) 法曹となるにふさわしい資質を有する若年者に司法試験離れがおきており、法曹界の人材確保に重大な支障が生じ、また法曹全体が若々しさを失う恐れがあること

(4) 多くの受験浪人が存在しているのは社会的損失であり、早い時期に転身の機会を与えてやるべきであること

等の問題が現実が発生しており、これらの問題を解決するには試験の運用面では正には期待できず、受験資格を含めた制度改革を行う以外に方法はない。また、合格者を増やすだけでは逆効果である。そこで、全受験生の受験条件の平等化をはかり、右の各問題を解決するためには、受験回数制限の制度を導入する以外に方法はないとするのである。

(二) 回数制限のもたらす効果への期待

受験回数を制限することは、制度上長期受験を許さないということであり、長期受験者の多くが受験資格を失うことにならざるを得ない。しかしながら、その結果、前記の現状の問題点は大部分緩和、改善されることとなるし、更に、合格者は確実に若返り、若年者に合格可能性に対する期待感がふくらんで受験意欲が増進し、また受験技術、知識の量によって合格が決まるのではなく、センスと常識的な範囲の勉強によって合格できるようになるとするのである。

2 大学推薦制

試案にいう大学推薦制は、大学入学後五年以内であって三年を超える間、在学している法学部またはこれに相当する組織において法学を履修しているかした者のうち、憲法・民法・刑法その他の科目につき優秀な成績の者を対象とし、各大学の過去の合格実績を基準として一五〇名ないし二名の者を推薦し、その年の第二次試験短答式試験を免除しよう、というものである。これにより若年層の優秀な人材をより早期に合格させ、法曹界に確保するとともに、司法試験に対する関心と意欲をより広い範囲に喚起し、あわせて、とかく司法試験予備校に流れがちな学生・受験生に大学の講義を見直させ、もって大学法学教育の正常化をも企図するものと思われる。

3 試験科目の減少

教養選択科目は、受験生の学習の現実をみると短期間の集中学習により、合格を図っている傾向から、試験科目にした趣旨が生かされていないので廃止する、としている。

4 司法試験合格者の増加

法曹懇の意見は、法曹人口の増加が必要としたうえで、司法試験の合格者増加を現状の司法試験

改革の一環として位置付けているが、法務省は合格者を七〇〇名程度に増加させるとしながらも、試案の趣旨説明において、合格者数を増加させるだけでは現在の司法試験が抱える矛盾を更に拡大させると予測されるので、他の改革に関する法律が成立した年から実施するものとしている。

第三 受験回数の制限について

法務省が唱える受験回数制限導入の理論と根拠は前述したとおりであるが、この見解には見過ごすことのできない多くの疑問点があり、これをそのままは認めることは到底できない。

一 回数制限の疑問点

1 司法試験の目的・性格と回数制限の問題点

法務省が指摘するような現状の問題点がそもそも存在するのか、ということ自体改めて検討されなければならぬ問題であるし、また長く勉強して努力している者の方が有利だ、ということが何故実質的不平等なのかということもまた疑問であるが、回数制限導入を検討するに際し、それにも増して考えねばならないことは、司法試験の目的・性格からして、回数制限という制度がこれと相入るものなのかという点である。仮に、回数制

限による合格者若返りの必要性があり、またその効果が認められるとしても（そのこと自体疑問であるが）、それが司法試験の本質と矛盾する相入れない制度だとすればこれを採用することはできないからである。

(一) 現行司法試験は、戦後新憲法の精神に基づき昭和二四年に施行された。すなわち、新憲法は三権分立の精神のもと司法に対し、法の支配による基本的人権の擁護という極めて重大な使命を課しているものであるが、その人権の砦たる司法を担う法曹適格者の選定を目的とするのが現行司法試験である。裁判官・検察官を含めた法曹の使命が基本的人権の擁護と社会正義の実現にあるとするならば、その資質と能力を有する適格者である以上、年齢・性別・身分・社会経験等に関係なく資格は与えられなければならない。それ故、現行司法試験制度は、受験資格に一切の制限がなく、いかなる人でも法曹適格があると判断されれば資格が付与される資格試験として発足したのであり、その点で根本的に行政官の採用試験とは性質を異にしているのである。したがって、仮に何等かの改革が行われるとしても、法曹適格を有するものでありなが

ら資格を得ることができなくなるような改革であってはならない（もともと、現行司法試験制度が資格試験でありながら適正な法曹人口という他方の要請のため合格者の数に制限があり、それ故実質的に競争試験であることもまた否定できない。しかしながら、それは数に限りがあるから競争になるということだけあって、いかなる者に法曹資格が与えられなければならないかという問題は何等変わらない）。

(二) そこで、受験回数制限という制度を考えるに、欧米諸国ように合格率が七〇％を超えるような状況でなら、一定の回数制限をし、その回数内で合格できない者は法曹適格なしと判断されることも一応の説得力をもち合理性もあろう。しかし、我が国では大幅な合格者増がない限り回数制限を実施しても合格率は数パーセントにとどまるものであり、わずか数パーセントの合格率のもとで三年以内に三回の受験で合格できなかったからといって、その者に法曹適格がないと断じてしまうことは到底できないし、説得力も合理性もない。

結局、現行の合格率を前提とする回数制限は、多くの法曹適格者（少なくともその可能性を有

2 法曹適格と年齢との関係

(一) 法務省の見解には、若きこそ法曹にとつてもっとも必要なものだという論調がある。法曹の若年化を最優先に考えたとすれば、回数制限は有効な方法として機能することは否定できない。現実にはキャリアシステムを採る裁判官や検察官の立場からはそれが必要だという意見もあり、また現行の司法試験もキャリアシステムを前提にするかぎり、資格試験というよりは採用試験の実体を有しているという評価もある。

しかし、本来人権の皆たる司法を担う法曹適格者に年齢は関係ないし、むしろ、法曹にとつて重要なことは豊かな社会経験を有することである。そして、それは裁判官や検察官でも同じであり、その法曹の理念使命よりも現実のキャリアシステムに奉仕する若手官僚の安定的確保の必要性を優先させる思考態度こそ問題である。若くして法曹を目指すものが、できる限り早く合格できることが望ましいことは言うまでもないが、法曹は若くして合格しなければならな

いという命題はなりたつはずもない。

したがって、若くして合格できるような制度への改善に重点を置きすぎ、若年者でない法曹適格者から実質的に受験の機会を奪うような改革（改悪）であってはならない。

回数制限は、若年化という一つの目的のために、より重要な資格試験の本質、すなわち法曹適格者の選定を犠牲にするものである。

(二) もっとも、「受験を始める時期は受験者の判断にまかせられている」「回数制限をしても何年かして復活できるようにすればよい」あるいは「三年三回は厳しいが、五年で五回とか穏やかな形でなら考慮に値する」との意見もある。しかし、実力がつくまで受験を手控えるとか、一度中断して何年か待ってまた挑戦するなどということは、受験生の現実からして精神的にも経済的にも、著しく困難なことであり、それができる人はごく限られた者だけであり、回数制限に含まれる疑問を解消することにはならない。また、「三年三回」を、「五年五回」、「六年六回」にしたからといってこの問題は解決されるものではない。回数制限という制度自体に内在する問題だからである。それに、そのような穏やかな形では結

局「若返り」という目的すら果たせず、弊害のみ残ることになる。更に、今迄の議論からすれば、回数制限は実質的な年齢制限につながり、資格試験の本質をゆがめる結果を招来することになる。回数制限のもたらす弊害

二 受験生への影響

1 試験のとおりに回数制限が実施された場合、建前上は卒業後三回受験する機会が与えられることになるが、受験生の心理としては、卒業後の受験に極度の不安を募らせ、実際には浪人はできないという心理状態に陥るであろう。

その結果、

(一) 在学生の間では、一方では司法試験に挑戦すること自体を諦める者がますます増え、若年者の受験離れ傾向を促進するとともに、他方では、それでも挑戦する者は在学中の短期決戦を期して、速効性のある受験指導を求めてますます予備校に依存して予備校の隆盛化を促進し、法学部学生の二極分化は現在以上に進むことが予想される。

(二) 在学中の短期決戦を期する者は、できる限り早くから受験準備に入らざるを得ず、入学した直後から、あるいはそれ以前から、司法試験目的

の学生生活を送り、司法試験合格に必要な勉強だけに専念するという傾向が現在以上に強くなるであろう。その結果、豊かな教養と人間性を養う機会が失われ、ただでさえ視野が狭いと言われる受験生、ひいては法曹人がますますそのような傾向を迎えることになる。

(三) 大学卒業の直前、直後に法曹を志した者は、まさに回数制限の始まる二四歳の時期に達しており、すぐに受験を開始したのでは、上にはベテランがおり、下にはすでに十分準備してきた者がいるのであるから、到底三年三回で合格できるはずがなく、必然的に合格しうる実力がつくまで受験を手控えざるを得ず、結局、それができるのは精神的にも経済的にも限られた者になつていくことは必然である。

(四) すでに社会に出て様々な経験を積んだ上で、一念発起して法曹を志そうとする人たちにとつては、働きながら長期計画で合格を目指すことは事実上不可能となかなかねない。

2 大学及び法学教育への影響

(一) 二極分化による司法試験受験者の大学離れを防ぐことができるであろうか。大学法学部では二年間は教養課程で専門教育をしないカリキュ

ラムが原則である。しかし、それでは回数制限にかかる以前の早期合格を目指す学生に大学教育は対応できない。その結果、学生は早くから大学を離れて司法試験予備校に依存し、大学教育が空洞化することとなる。また、早期から専門科目を導入したり、法職コースを作ったとしても、所詮受験技術において予備校には及ばない。したがって、司法試験と大学教育が切り離されるという傾向は、回数制限導入によってますます強くなると予想される。

この点について試案は、大学教育の正常化を図るために大学推薦制を導入しようとしているが、この大学推薦制そのものには、次の第四で述べるとおり、多くの問題点があり、到底解決策とはならない。

(二) このことは、反面において現在の大学教育あるいは法学教育と司法試験の関係について十分な議論をつくすことを要請しているともいえる。司法試験の現状と大学教育の乖離現象が叫ばれて久しいが、法曹育成に整合する法学教育という視点からの議論は必ずしも十分でなかったことも否めない。しかし、性急な司法試験の改革が大学の法学教育の改革への取り組みを拙速に

走らせ、大学教育の本質をゆがめるようなことがあってはならない。合理的で有効な大学教育との関係の確立こそが求められているにもかかわらず、回数制限を含む今回の試案はその点で基本的配慮に欠けているものと言わざるを得ない。

第四 大学推薦制について

一 問題の所在

1 大学推薦制度は、短答式試験免除という限度ではあるが、受験生のうち一部のものを優遇し受験生の平等にあえて差を設けようというものである。国家試験、ことに司法試験のような資格試験においては、年齢・性別・学歴その他に一切関わりなく一定の資質・学識・能力を備えたものを合格させる、その意味で平等を徹底するというのが本来の趣旨であろう。そうだとすると、あえてこれに異質なものを導入し、不平等を生じてもやむをえないというのであれば、それが合理的なものであるかどうか、すなわちその目的が正当かどうか、それを達するための手段として相当なものであるかどうか、が厳しく問われなければならない。

2 確かに、一般論として若くかつ優秀な人材を法

曹界が求めることに異論はないであろうし、合格者の高齢化と、これをふまえて若年層に司法試験離れとも言ふべき現象が生じている現実からすれば思い切った改革案として大学推薦制が提案される背景もそれなりに理解できないわけではない。しかし、右のような見地からその目的とする点にある程度の正当性を見出しうるとしても、次項に述べる理由からその手段として相当なものとは認め難いと思われる。

二 問題点の個別的検討

1 実施上の困難性

(一) 第一に技術的に極めて困難な問題が多い。すなわち、受験生の多い大学が全てそうであるように、同一大学内において複数教授が同一単位を担当している場合、教授間評価の差をどう調整し推薦者を決定しうるといふのであろうか。予備選抜試験を実施すれば良い、との考えもあるが、それでは形を変えた短答式試験であつて自己矛盾というほかないであろう。

(二) また、大学の成績評価が完了するのが三月であつて、推薦者決定が四月半ば、短答式試験が五月初めという日程はあまりにも窮屈であり、理想的な推薦者決定は不可能に近いと思われる。

短答式試験の時期をある程度繰り下げるのも一案ではあるが、このために論文式試験との間隔を短くするのでは一般の受験生をことさらに不利とするものであろうし、最終合格を繰り下げた事となつては国家公務員試験、企業の就職試験との日程の関係でかえつて人材確保という目的から離れるであらう。

(三) さらに、大学間で合格者数にかなりの差がある以上、これを無視して推薦者数を割り振ることは不公平であらうから、前年の合格実績を基準とせざるを得ない事情は理解できるとしても、どの大学でも年度によってかなり合格者の増減があることや非推薦者の合格者数をも合格実績として推薦者数決定基準に用いることの妥当性などを考慮すると、そもそも大学間、学生間に不満を生せず、公平感をもって迎えられる推薦枠を割り振ることすら困難と言わざるを得ない。加えて、推薦母体となる「法学部またはこれに相当する組織」というものの自体一義的にこれを画定することは容易ではあるまい。

2 効果への疑問

(一) 第二に、右のような問題を前提に考える以上、その意図する目的が達成できるか、その効果も

疑問視せざるを得ない。確かに、大学推薦制は短答式試験免除という効果にとどまるとしても論文式試験の準備に一早く取り組めるのであるから若年受験者にとって福音には違いないし、そのような者は能力も秀れ、努力も怠らないというのが一般であらうから、最終合格に結びつく可能性が高い、とみることも可能であらう。

(二) しかし、現在でも若年者の短答式試験合格率、すなわち論文式試験受験者の最終合格率が必ずしも高くない現実を見ると、これが四月半ばに短答式試験免除という特典が与えられてどの程度高まるか、近時の短答式試験の状況からすれば論文式試験の力があれば短答式試験合格の可能性も高いとみることができると、短答式試験直前の合格へ向けた必死の努力が実力の底上げに寄与すると考えられることなどを考えればむしろ過大な期待を持つことは許されないであらう。

教授には学問の自由があり、他方受験生にはより能率的かつ実戦的な学習を要求する向きがある以上、この間の溝は大学推薦制の導入によってもいかにとも埋め難いはずであつて、大学の法学教育、予備校の現状を大きく変えること

にはならないと思われる。

むしろ、推薦者、非推薦者という新たなラベルを設定することとなり、これが後日任官者にとって人事考課の材料に用いられるなど本来の目的と離れた形で利用される懸念や、大学間格差を法務省が公認することとなって大学受験産業に偏差値同様に用いられるなどのマイナスの波及効果すら考えられる。

3

中大学研連の意見

このように考えると、少なくとも大学推薦制はその方法論において極めて問題が多いと言わざるを得ない。しかも、若くかつ優秀な人材を求めるという建前の裡に、一部で指摘されているような、任官者ことに検察官確保という本音が隠されているとすれば、改革の真の目的は達せられないことになる。

いずれにせよ若年層の優遇は、実質的には年齢による差別であり、第一次試験合格者に推薦の可能性がないという意味では学歴による差別と評し得る大学推薦制をあえて導入するだけの合理性は到底見出し得ないし、これを若干の手直しで解決することも困難である。試案の大学推薦制に反対せざるを得ない所以である。

第五 司法試験合格者の増加について

一 はじめに

前述のとおり、法曹懇の意見は、長期的改革として、法曹界の現状の認識と将来の展望の観点から法曹人口増加論が述べられ、他方、当面緊急に必要な改革として、司法試験の現状を改善するという観点から、その一環として合格者増加論が述べられている。したがって、ここでは右二つの観点から法曹懇の意見を中心として、司法試験合格者の増加について検討を進めることとする。

二 法曹人口（司法試験合格者）増加の必要性

1 賛成意見

法曹人口の増加が必要であるとする意見の根拠は、法曹懇の意見に見られるように、法曹人口が不足しているという現状の認識と社会の高度化・国際化・複雑化にともない法的解決を必要とする社会事象がいよいよ増加し、法曹に対する需要は一層高まるという予測に基づいている。

法曹人口不足の問題については、訴訟遅延等から裁判官不足の問題、弁護士過疎の問題として、兼ねてからとり上げられ、多くの議論がなされてきた。また、検事については、事件の増加、複雑化

にもかかわらず、定員が二〇年前と殆ど変わっていないため、検事が現実に処理しうる事件比率は、地方裁判所では三六・七％に激減し、副検事・検察事務官が六三％強を処理するという、所謂「肩代わり現象」の進行が問題とされている。また、弁護士については、社会の高度化・国際化・複雑化が進むにつれ、弁護士の社会的需要は現実に増加しており、現在の合格者数では、対応できない実情にあり、弁護士の増加をしなければ非弁護士が助長され、あるいは他者による法律業務への参入を促す結果となるとの意見があり、また主として企業側から、日本の弁護士は訴訟を中心業務としており、外国の弁護士に比較して訴訟外の企業活動や経営についての法的対応能力に見劣りがあるので、日本の弁護士も競争による企業努力を経験すべきであるという批判があり、この批判に対応するためには、弁護士の数を増加し、若くて優秀な弁護士を育成し、事務所を大型化しなければならぬとする意見もある。

2 批判意見

以上の賛成意見に対し、訴訟の遅延・促進の問題は、裁判官不足、弁護士過疎だけに起因する問題ではないとしながらも、裁判官・検察官増加に

については、特に異論を見ない。しかしながら、弁護士の増加については、現在の弁護士数が社会の要請に応えるのに不足しているかどうかは疑問であるとし、社会の高度化・国際化・複雑化の進行にとともに、社会のニーズに応じて弁護士の業務内容を質的に転化し、総合化、拡大化を図る必要があるが、そのことが直ちに弁護士数の増加につながるものではないし、また弁護士の過疎対策、非弁護士防止なども弁護士の増加によってのみ解決できる問題でもない。弁護士の数を増加させ、いたずらに競争原理を導入すれば、弁護士の生活基盤がそこなわれ、弁護士の社会的地位、責任、品位が低下し、国民生活に重大な影響を与える結果を招来するとの批判意見がある。

なお、増加論の中には、諸外国との法曹人口比較論もあるが、これに対しては、我が国には、弁護士でない法律事務従事者（司法書士・税理士・弁理士）が制度的に存在しているから、国民の法的需要とその充足をはかる尺度として、弁護士一人当たりの人口を諸外国のそれと単純に比較して論じても生鵠を得ないこと、また我が国民の法意識、権利意識の独自性から言っても諸外国と比較して一律に論ずることは適切な議論とは言えないとの

批判がなされている。

3 日弁連の中間報告

日弁連の法曹養成委員会は、昭和六三年三月十七日会長に対し、「司法試験第二次合格者数を相当数増加し、もって法曹人口の増加を図るべきである」とする中間報告書を提出している。

この報告書は、裁判官について日弁連が昭和四八年の第一回司法シンポジウム以来裁判官不足の弊害と裁判官の増員の必要性を繰り返して訴えてきたことを述べ、裁判官の増員こそ緊急課題であるとし、また、検事についても「肩代わり現象」が進行する由々しい状態にあることを指摘し、このような現状は被疑者、被告人の人権保障、国民の権利保護の観点からも放置できないので、適正な数の検事が確保できるよう増員が必要であるとしている。更に同報告書は弁護士について法廷活動の分野においても、地裁一審通常訴訟において、双方弁護士が付いている事件は四三・五%にとどまっており、市民層が必要としている裁判外の法的サービスも行き届いてないとし、弁護士各人が国民の期待に応えるべく意識改革をし、弁護士会が組織的努力を続けていくことを前提としても、なお弁護士の数は不足しており、その増加は必要

であり、また、日弁連がかねてから提唱している法曹一元の実現を目指すためにも、母体たる弁護士の増加が必要であるとしている。

4 中大学研連の意見

裁判官・検察官については、前記増加論で指摘されている現状に鑑み、相当数の増加をすべきである。ただ、司法試験の合格者を増加させれば直ちに裁判官・検察官の増加につながるかどうか疑問が残る。統一修習を前提として考えなければならぬのは当然であるが、法曹三者が適正な比率をもって増加するような努力と配慮が強く要請されよう。

弁護士の適正人口の問題は、弁護士が不足しているかどうかという現状の認識と将来の需要の予測という問題であり、また、地域（都市と地方）によって事情が異なる面もあり、その客観的判断は極めて困難である。したがって、現状の認識と将来の予測の違いによって意見が別れるのは当然である。

しかしながら、法曹懇の意見が指摘しているような弁護士の現状に対する国民の批判が現実存在し、また、統計によれば法廷活動の分野においてさえも、地裁一審の通常民事訴訟において双方

に弁護士が付いている事件が四三・五五%、簡裁では八五%が本人訴訟であるという現状があり、特に小額事件について弁護士の対応がなされていないという問題もある。また、法廷活動以外の分野において弁護士の需要がどのくらいあるかを知ることが大変困難であるが、日弁連が昭和五七年から四年の歳月をかけて市民の側からの法的サービスに対する需要調査（電通に委託）を実施した結果をまとめた「市民と法律問題」によれば、最近五年間に遭遇した法律問題の推計数は約七〇〇万件であり、先ず弁護士に相談したのは相談の対象になりうる問題の二・八%に過ぎなかったとする。したがって、法廷活動以外の分野においても相当数の潜在需要があり、これに対する弁護士の対応が極めて乏しい実情がうかがわれるのである。これらの諸問題は、日弁連の中間報告書においても指摘されているとおり、法律問題であることの認識不定、弁護士の業務についての知識不足、弁護士個人情報の不足、費用への不安その他多くの要因があるが、それらの背景に弁護士人口の過少の事実が存在することも否定することはできないであらう。

更に、我が国の高度化・国際化はここ数年著し

く進行し、これにともなって、市民の生活や活動に関しても、国家・企業の組織の活動に関しても、対立する種々の利害の衝突が多発し、複雑多様なものになっているのは、法曹界の意見の指摘するとおりであり、このような社会事象は今後一層増大することが予想される。

以上のことを総合して考えれば、司法試験の合格者数を相当数増加させて弁護士数の増加を図る必要があるといわなければならない。

問題は、法曹人口（司法試験合格者）の増加数と時期である。裁判官・検察官については、増加の必要性からして、法曹三者が現状を改善するための適正数を想定して早急に実施する必要があるが、弁護士についてはその必要性の基盤が不透明、かつ流動的であり、また資質・能力低下の観点から大幅な増加を図るべきでなく、当面、現在の修習制度で修習が可能な範囲内にとどめ、将来一定期間の経過を見て再検討すべきであり、また当面の増加においても日弁連の中間報告書が指摘している諸事項（①法律扶助制度の抜本的改善、②調停制度の拡充、③国選弁護士制度の充実、④弁護士強制制度の検討、⑤訟務事件における弁護士の起用）の実現を図る必要があるといわなければならない。

らない。

三 司法試験改革と合格者の増加

1 合格者数の増加と他の改革案との関係

元來、司法試験合格者増加の問題は適正な法曹人口の問題として、我が国の司法制度全体の観点から検討すべき事柄であり、單に試験制度の改革という観点からのみ検討すべき性質のものではない。したがって、法曹人口の増加が必要であり、そのために司法試験の合格者を増加させることが同時に司法試験制度の改革にも寄与するのであれば最も好ましい方向であるが、その逆に、法曹人口増加の必要性がないのに、司法試験の改革のためにのみ合格者を増加させるのは問題であるし、また、法曹人口の増加の必要性があるとしても、そのために合格者を増加させることがかえって司法試験の改革に大きな障害になるとすれば、法曹人口増加論においても、この点を無視することはできない。

合格率が極めて低い司法試験の現状を改善するためには、合格者数を飛躍的に増加させる以外に方法はない。合格率は適正な法曹人口（合格者数）と法曹希望者数（受験者数）との相関関係にあるから、司法試験が法曹としての資質・能力を判定

する資格試験であるといつても、適正な法曹人口に対し、法曹希望者が多ければ多い程、實質上競争試験の性格を持つことは避けられない。すでに述べたとおり、当面法曹人口の飛躍的増加を図るべきでないとするれば、現状で考え得る合格者数の増加は、司法試験の合格率の改善に大きく寄与することにはならないであろう。

そこで、合格者数の増加を司法試験の改革という観点だけから見れば、試験の回数制限を採用した場合に、その制限によって受ける不利益を緩和する意義を有するということになる。

しかしながら、法務省の前記趣旨説明のように、回数制限その他の改革が伴わない限り、合格者数の増加を実施しないとする意見には賛成できない。すでに述べたとおり、司法試験合格者増加の問題は、適正な法曹人口の問題として我が国の司法制度全体の観点から検討すべき事柄であり、現に法曹人口増加の必要性があり、また現行修習制度上考え得る合格者数の増加が司法試験の現状を増長し、大きな障害になるとは思われないので、合格者数の増加は回数制限その他の改革の採否とは関係なく実施すべきものと考ええる。

2 合格者の増加数

合格者増加の具体的な数について、法曹懇の意見は当面現行制度の下における修習が可能な範囲内というという限定条件のもとに七〇〇名程度とする意見が多かったとされ、これを受けた法務省の改革案も七〇〇名程度とすることを目途としている。また日弁連の法曹養成問題委員会の中間報告においても、七〇〇名程度まで増加することにより法曹人口を漸増させるとする意見が最も多かったとされ、適当な期間経過後その見直しを検討するという点には異論がなかったとされている。

中大学研連の意見も前述のとおり、当面現行制度の修習が可能な範囲にとどめ、将来一定期間の経過を見て再検討すべきであると考えてるので、増加数はその可能な範囲に限定される。現在の研修所の施設の増設、教官の増員、各実務庁の受入態勢などを総合して考えれば、現在の司法研修所の実務教育をそこなわない実現可能な増員数は、七〇〇名程度を目途とすることが相当であると思われる。

第六

司法試験の試験方法の改善について

一 試案の政策的疑問点

以上、検討の結果から明らかなように、試案には

多くの疑問点ないし問題点が含まれているといわざるを得ない。この点は次の諸点に集約できると思われる。

1 原因究明の不徹底

法務省は、司法試験の現状は長期間受験している者ほど合格に有利になっており、若年者にチャンスがなく、それ故に受験条件が実質的に不平等だという。そして、その改革は試験の運用面ではもはや不可能であり、長期受験者を受験回数制限という制度的改革により受験の機会を与えない以外に方法はないという。しかし、短期間ではなかなか合格できないという現状の真の原因はどこにあるのかを検討しなければ、司法試験の改革を論じることはいかぬ。今日までの法務省の改革の動きには、この点について、十分な検討と慎重な考察がなされてきたか疑問である。

2 漸進的改善策の回避

情報量と受験技術が大幅にアップしている現在、司法試験はまさに知識の量と回答技術・論文作成技術の勝負となっている。だからこそ、長期受験者の方が有利であるという現状があり、合格までに長期間を要するという結果になる。そして、そのこと自体が決して望ましいことではないことも

また事実である。しかし、そうだとすれば、まずその試験の方法・内容の改革こそ問題にされなければならないが、その方法は決してないわけではない。例えば、現行の論文式試験は、二時間で、二問を六法以外使用不可で書かせるという方法を採っているが、これを一問につき十分な時間を与え、一定の資料を使って解くような形にすれば、若年者でも一定の基本的知識と思考力さえあれば長期受験者と充分互角に勝負できるであろうし、それで十分法曹適格を判断することは可能である。もちろん、そのような試験方法の改革には技術的・物理的困難も伴うであろうが、まず、そのような面から検討していくことを重要である。

改革には常に犠牲を伴うものであるが、前述した司法試験の本質からして、犠牲にしてはならない法曹養成の理念がある。したがって、改革が行われるとしても、法曹資格取得のためにより制限的でないものでなければならず、それは右に述べたとおり、まず現在の試験方法の改善等で十分可能であると思われる。法務省は運用面での改革ではもはや是正できないというのが、本質的な運用面での試験方法の改革の議論や試みがこれまでなされてきたとは到底思えない。したがって、まず

それらの検討、試みこそ先になされるべきであろう。それらの検討を経ることなく受験資格の制限という最もドラマチックな方法をとることは、政策的に見ても到底許されるものではない。

3 現状に対する認識不足

試案にみられる法務省の発想の原点には、かつて短答式試験採用の理由となった「採点評価能力の物理的限界」という問題の視点が欠けているように思われる。更に、短答式試験がその限界をクリアする機能をすでに失っている現状への正當な認識が欠けているのではなからうか。

機会均等・同一条件での試験に不可欠なのは、評価の公正・平等ということである。しかし、最近の受験希望者の増加は、はるかにその予想を越え、短答式試験の足切り効果が逆に受験生の質を変える契機となっている現実を直視する必要がある。この現実への対応が回数制限と大学推薦制という形で出てきたとすれば、その改革の方法は拙速というはかない。また、短答式試験の改善がある程度なされているとはいえず、幼稚園・小学校・中学校・高等学校から大学へと〇×試験に馴らされ、知識至上主義の傾向を不思議とも思わぬ受験生に対し、法曹のあるべき姿への認識を喚起し、

その意識を変えることには全く役にたたず、かえってその傾向を助長し、短答式試験が論文式試験と質的に乖離してしまい、受験生をいたずらに惑わせ、かつその負担を増大させている現実を否定することはできない。このような状況の中での回数制限の採用は全く筋違いの発想であり、真に期待される法曹養成の理念を阻害こそすれこれに資するとは思えない。

法曹養成の理念に整合する試験方法と内容の検討を行うことこそ緊急の課題である。

二 試験方法の改善についての提言

試案の意図する司法試験改革はあまりにも拙速性急なものと言べきである。現行制度の枠内で試験科目や試験方法の改善を追求する努力が不足していることは明らかである。

司法試験（及びその前身である高文司法科試験など）の試験科目ないし試験方法はこれまでも度々変更を加えられてきた沿革があり、昭和三六年現行の科目・方法になってからすでに二十七年を経過している。法曹界に求められているとされる国際化・専門化の流れを背景として、司法試験の若年合格者の減少という現実を問題とすると、現行の試験科目・試験方法が最善のものであるかという問題提起自体は

全く意味のないこととは言えないであろう。現に昨今の司法試験改革論議の中で法曹関係者を対象にしたアンケート調査の結果を見ても、科目・試験方法変更についての支持はかなりの割合に及んでいることからこの点は明らかである。（「法曹基本問題に関するアンケート結果」・法務大臣官房人事課編・ジュリスト増刊司法試験改革を考える・一二二頁表二二）。

本項においては以下右について現行制度の枠内で可能な改善策につき、具体的提言を試みるものである。

ただ、一口に科目変更といいながらその具体的問題は多岐にわたるので、個別具体的に検討するほかはないが、重要なことはこれによって法律専門職の資格試験たる司法試験の性格そのものをゆがめたり、受験生に過大な要求を課してはならないし、また当面の試験結果のみにめを奪われ、単なる思いつきによって科目変更や試験方法の変更を論じるようなことであってはならない、ということを忘れるべきではない。

1 短答式試験について

(一) 短答式試験の問題点

短答式試験は論文式試験受験者の、所謂「足切

り」という趣旨で昭和三〇年代より採用されたものであるが、数個の選択肢から正解を選ぶという試験方法自体に加え、毎年六〇問にも及ぶ出題の蓄積から今日では受験生をいたずらに知識の詰め込み、過去の出題の分析などの受験技術の修得に走らせ、かえって本来法曹に求められる法的思考力・応用力・創造力が軽視されるという弊害が指摘されている。

更に、憲法・民法・刑法の三科目のみの試験であることから、受験生の中には短答式試験合格のみを当面の目標として三科目を集中的に勉強し、商法その他の科目についてはほとんど勉強しないまま、したがって、最終合格の可能性のほとんどないまま短答式試験に合格して論文式試験に臨む者が少なからずいるといわれている。これでは「足切り」としての意味が全く失われている反面、他の科目まで視野に把え、せっかく最終合格の可能性を高く持ちながら短答式試験の段階でふり落とされる者を生じさせているのが現実である。このことから多くの受験生は短答式試験の勉強と論文式試験の勉強を質の異なるものと把えており、これによる心理的負担も小さいとは言えず、論文式試験に不

合格となれば改めて短答式試験から挑戦しなければならぬこととあいまって、多くの無駄を生じていると言わざるを得ないのである。

(二) 短答式試験の存廃

短答式試験の抱える以上の問題点を踏まえ、本来の目的から乖離しているとしてこの試験方法を廃止すべきであるとの考えも、それなりの説得力をもって一部で有力に主張されている。法的思考力・応用力・創造力を問うのであれば、短答式試験よりも論文式試験・口述試験の方がはるかに試験方法として優れていることは多言を要しないからである。

しかし、毎年二万人あまりにも及ぶ受験生の全員に数科目にわたる各科目二問の論文式試験を実施し、なおかつ公正な判定をして可否を決するに必要な人的・物的準備の困難さを考えれば、短答式試験を完全に廃止してしまうことは不可能であり、むしろ試験方法の修正を検討する方が極めて現実的である。

(三) 短答式試験科目の変更

短答式試験は本来の目的である論文式試験のための「足切り」に徹したものに回歸すべきである。すなわち、論文式試験・口述試験と連動

させ、短答式試験限りの勉強を排し、論文式試験・口述試験の勉強を積むことによって必然的に短答式試験合格に結び付くような内容のものとすべきである。

そうであれば、出題形式そのものに工夫を凝らすばかりでなく、試験科目についても憲法・民法・刑法の三科目のみに限定するのではなく、少なくとも商法・訴訟法までを試験科目に加え、論文式・口述試験と出来る限り共通とすべきである。試験科目の増加が受験生の負担増に繋がり、ことに若年層の受験生に不利な結果を招来すると思われる向きもあろうが、最終合格のためには三科目以外の科目もいづれ勉強しなければならぬというえ、これによって短答式試験合格のみを目指すような弊害をある程度排除することができよう。また最終合格の可能性のより高い者を短答式試験の段階でふるい落とす危険は少なくなるであろう。

2

論文式試験について

(一) 教養科目について

教養選択科目は、法曹には専門領域の学識のみならず、幅広い視野が求められるべきだ、との趣旨に基づき、昭和三六年から採用された科

目である。

しかし、そもそも司法試験の第二次試験は法律専門家となるための資格試験でもあり、第一次試験に合格したか、大学の教養課程を終了した者に受験資格を認めているのであるから、更に「教養」について試験を課するのは屋上屋を架するものであって、本来、存在理由に乏しい。性格の異なる科目の中から一科目のみ選択して受験勉強したからといって、いかほど「教養」が身につくか、その意義は極めて疑問であるし、選択した科目の問題の難易度によっては受験生に不公平な結果をもたらすことになる。受験生の多寡は科目によってかなり差があり、受験生の多くは教養科目について「七科目目」という意識の下に比較的準備が楽だとされる科目をわずかな時間で簡単にべんきょうをしているにすぎず、きわめて中途半端な存在となっているのが現実である。

そうであれば、受験生の負担を軽減し、選択科目による不公平をなくすことから言っても教養選択科目はすみやかに廃止すべきであって、右の点に関する限り試案には賛成である。

むしろ、実務法曹にとっての訴訟法の重要性

に鑑み、教養選択科目を廃止するのであれば、民・刑両訴訟法の必須化を検討すべきである。すなわち、訴訟法は事件解決の基本的枠組みを定める準則であるから、司法修習の段階である程度補充ができるとしても、その前段階で通りの知識・理解があれば司法修習そのものがよりスムーズに進むのは確かであること、なんと言っても受験時代に必要に迫られて学んだものと、それ以降に学んだものとは理解の程度や自信の持ちかたが違う、というのが現実であること、科目の選択の結果による不公平が回避できること、などの理由からである。受験生の負担増を懸念する向きもあろうが、教養選択科目の廃止に加え、場合によっては法律選択科目の廃止を考えれば、負担増の回避は可能と思われるからである。

(二) 法律選択科目について

法律選択科目については、実務法曹にとって、それらの科目が重要分野であるとしても、それら全てを必須とするならともかく、選択させるということとは不合理である。

また、前述の教養科目で述べたように、選択科目による試験の不公平も避けられない。むしろ、

ろ、現行の法律選択科目制度の下では訴訟法の一方のみを選択し、選択しなかった訴訟法に代えて法律選択科目を選択できるため、現実には大多数の受験生がこのような選択をしているが、実務法曹にとっての訴訟法の重要性を考えると、法律選択科目の充実よりも両訴訟法必須化を検討すべきものと思われる。

(三) 訴訟法について

合格後の司法修習・実務を考えれば、両訴訟法を必須化すべきだとの意見には相当の根拠があるように思われる。

前述のように大多数の受験生は訴訟法のうち一科目のみを選択しているのであって、両訴訟法を必須化した場合、受験生の負担増を懸念する向きもあろう。また受験科目としての「訴訟法」は、理念・理論に比重があり、実務で重視される「訴訟」とはニュアンスの差があること、刑事訴訟法を選択しなかった者が検事となり、民事訴訟法を選択しなかった者が民事中心の弁護士となっている現状で格別の不都合がないことを考えれば、両訴訟法を必須とする必要がないとの反論も予想されるが、右2に示した理由からむしろ両訴訟法の必須化こそ検討すべき課題

である。

以上の理由から現行の訴訟法選択制度をやめ、民・刑両訴訟法必須とすべきものと考え。

3 口述試験について

以上のように論文式試験の科目を変更する場合、口述試験においても論文式試験と同様に科目を変更すべきことは当然である。

なお、口述試験は受験生の理解の真偽を試す試験としては最もふさわしい方法であるが、運営上試験委員、試験問題とのいわば「あたりはずれ」が避けられず運用いかんによっては不平等な結果となりがねない。この試験によって多くの不合格者を出すことは問題であるように思われる。

試験である以上、可否の判定の必要があるとするなら、不合格者に対し、現在司法研修所の所謂二回試験で行われているように、ある一定の短期間内に再試験を行うなどの救済措置をとることも望まれる。

三 中大学研連の意見

以上のとおり、司法試験は基本六法を中心とした科目に変更すべきである。司法試験が法律の専門家に必要不可欠な学識・応用力の有無の判定を第一義的趣旨とすることからも当然のことである。

このような方向に対しては、国際化・専門家・多様化する実務の要請に応える人材を選抜するにふさわしいものと言えない、という反論があるかもしれない。しかし、司法試験は法律家として完成した人材を選抜するものではなく、二年間の司法修習を経て実務法曹たりうる人材を選抜するにすぎない。社会の要請が多様化するからといってそれを全て司法試験の受験科目に加えていたら受験科目をどこまで増加させても足りるものではない。むしろ、社会の要請が多様化するからこそ受験科目としては最大公約数的な法曹として必要不可欠な科目に限るべきであらう。真の法曹養成は司法試験のみによってなされるものではなく、大学教育・司法研修所教育、更には法曹となった後の生涯教育を通じて実現しうるものであることを忘れてはならない。

これによって、若年合格者が増加するか否かは結果論にすぎないが、大学で平素講じられる基本六法を中心とするものである以上、講義を真面目に受講している在学生にとっても困難なものではないはずである。

第七 結 語

以上検討したとおり、中大学研連は、試案に盛り

込まれた改革項目中、受験回数の制限と大学推薦制については容認できず、教養科目の廃止については、無条件に、司法試験合格者の増加については、受験回数の制限に関係なく実施することに賛成するとの結論に達した。

法曹懇の意見及び法務省の見解では、受験回数の制限と大学推薦制の導入を二本柱に据えて若くかつ優秀な者が合格し易い方法に改革すべきものとし、そのためには現行の試験方法では既に限界に達しているとする。しかし、そもそも若いかつ優秀という図式が直ちに法曹適格者に連なるという認識にたっているとするれば、これこそ問題である。司法試験の方法に改善すべき点があるとすれば、若いから優秀という視点からではなく、法曹適格者の選抜という視点からの検討がまずなされなければならないであろう。

若くして優秀な者の司法試験離れを嘆き、試験方法の改革によって、その回帰を企図する試案は、現代青年の心理と青年期の延長という事実を看過ないし無視するものである。司法試験合格ないし法曹こそ生きたいと感じた一昔前の学生気質は、今や経済の発展とこれに伴う職種の多様化によって、失われている事実を想起しなければならない。多数の若く

かつ優秀にして真の法曹適格者を法曹界に得たいというのであれば、まず、法曹ないし法曹界を若者にとって魅力あるものにしなければならない。

法学徒の気質を理解せず、司法試験離れ現象をいたずらに試験の方法という内在的原因に求めるとすれば、司法試験方法の真の改善策は得られないことになる。

中大学研連は、以上の認識にたつて、試案を検討し、現行司法試験制度の枠内でまず試行すべき改善策を提示した所以である。